

「食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（案）」について（概要）

1. 告示の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（以下「改正食品衛生法」という。）第 18 条第 3 項において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質は、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第 1 項の規格に定められたものでなければ使用してならないこととされている。

また、同条第 3 項ただし書において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、同条第 1 項の規格に定められたものでないものも使用することができることとされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を踏まえ、改正食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書に規定される「人の健康を損なうおそれのない量」を設定する。

2. 告示の内容

改正食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書に規定される「人の健康を損なうおそれのない量」について、以下のとおり定める。

改正食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、0.01mg/kg 食品とする。

3. 根拠法令

改正食品衛生法第 18 条第 3 項

4. 適用期日等

告示日：令和元年 12 月（予定）

適用期日：令和 2 年 6 月（予定）

※（参考）

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会資料（令和元年 7 月 8 日開催）は「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の関連資料参照。